

戦前の小学校校歌等歌曲の「認可制」に関する研究

—校歌「認可制」の法的根拠の探究—

伊藤 潮

1. はじめに

私が母校に勤務した1996（平成8）年4月、校長室で「沿革誌」とは別に校歌「検定」に関する文書を発見。その時の衝撃から、校歌の「認可制」に関心をもつようになった。“これまで私達が愛唱してきた校歌は二番まで。ここに三番がどうして？校歌検定願？”この疑問・衝撃が、退職後、校歌「認可制」の解明を生涯テーマにしようと決意するに至った。

2. 校歌「認可制」に関する研究の動向 ～校歌「認可制」の法的根拠の相違する見解～

我が国の教育史研究の中で校歌「認可制」に関する先行研究は少ないが、嶋田由美氏（和歌山大学教育学部教授）の論文と入江直樹氏（日本大学大学院）の論文、そして、青森・むつ市在住の杉沢盛二氏の研究がある。

嶋田氏（1987年3月発行「音楽教育学」第16号に掲載）は、「小学校校歌制定に関する研究—明治後期における東京府内小学校校歌制定過程の分析を通して—」で、東京府内の学校の校歌認可状況等を調査し、その認可過程や文部省の訂正箇所、楽譜・楽曲を分析・考察している。その中で1894（明治27）年12月28日文部省から出された「小学校に於ける唱歌用の歌詞及び楽譜」に関する『訓令第7号』に基づき、歌曲採用伺いを提出し認可を受けるようになった」と述べ、東京府内小学校の校歌として、はじめて認可されたのは、1903（明治36）年5月認可の麻布小学校校歌であるとしている。また、入江氏は、「儀式用唱歌の法制化過程—1894年『訓令第7号』が学校内唱歌に残したもの—」（1994年『教育学雑誌』第28号）の中で、明治体制下において1894（明治27）年に出された「小学校に於ける唱歌用の歌詞及び楽譜」に関する『訓令第7号』が、当時の学校内唱歌（校歌と儀式用唱歌）に多大なる影響を与えたことを論述している。

私が最も注目した研究は、青森・むつ市在住の杉沢盛二氏が、1992（平成4）年中学校長を定年退職後、戦前の「校歌等の歌曲」認可制について独自に研究され、2006（平成18）年2月にまとめられた『戦前の歌曲認可制度に関する研究』と『文部省による校歌等の歌曲認可記録集』である。その内容は、校歌「認可制」のみならず教科書検定、不正事件等、記述内容が多岐にわたっているが、「校歌等の歌曲認可の法的根拠を『儀式規程』関連の法律に求めることは無理」がある。『訓令第7号』こそが「校歌等の歌曲を認可した法律であろうと考えた」（杉沢盛二 2006:2）と述べていることである。

（一方、校歌「認可制」の法的根拠（はじまり）は、1891（明治24）年6月17日に文部省から出された「小学校祝日大祭日儀式規程」（文部省令第4号）によるとする研究者¹⁾も存在する。）

残念なことは、杉沢氏作製の『文部省による校歌等の歌曲認可記録集』に、私が母校で発見した校歌の認可記録がないことである。私はその理由の解明と、独自の『文部省による全国校歌等の歌曲認可状況一覧』の作製に多大な時間を費やした。判明したことは杉沢氏は、「校歌等の歌曲認可記録」を「官

報」を基にして収集・作製したため、私が発見・確認した『文部時報』に掲載されている認可記録が含まれていなかったことである。

そこで私は、「文部省による校歌等の歌曲認可記録」としては不備と考え、2011（平成23）年4月「官報」の認可記録と、『文部時報』の認可記録を統合し、（別冊）『文部省による全国校歌等の歌曲認可状況一覧』（明治・大正・昭和）を作製した。

先行的研究並びに動向を探索する中で、明治維新後近代国家建設の一つの大きな礎となった学校、そして、現在も「心の原風景」として歌い継がれ、学校の文化を築いてきた「校歌」。その校歌等歌曲の「認可制」の存在に全く無知だった私は、戦前の我が国の教育行政を校歌等歌曲の「認可制」という一つの小さな窓口であってもその制定過程等を解明することで、当時、絶大なる権力を握っていた政治家のねらいや意図等が見えてくるのではないかと、そんな思いから上記のようなテーマを設定し、その究明を試みたのである。

そこで、私は本研究の目的を以下の二点とした。

I. 上記先行研究において、校歌等歌曲の「認可」制の法的根拠（あるいは始まり）であると指摘されている「省令」、「訓令」相互の関係について考察・究明する。

II. 校歌「認可」制がどのような目的・ねらいで作られたのかについて考察・究明する。

「校歌」は現在も学校の儀式・行事と密接に関係する。現在「国民の祝日」は、学校は全て休業日で、特別な「儀式」を行うようなことはない。明治期、祝祭日がどのように設定され、学校の教育とどんな関係にあったのか。そこで、「祝祭日」と「学校儀式」、そして、「学校儀式」と「唱歌」との関係を考察し、校歌「認可制」の法的根拠と指摘されている「小学校祝日大祭日儀式規程」（文部省令第4号）が制定されるに至った経緯過程を究明する。その後、「学制」発布以来の「唱歌」教育に対する政府の意図と、学校の「校歌」等歌曲に対する意義・評価の変貌等を考察する。

3. 祝祭日学校儀式の形成過程

3.1 国家祝祭日制定の意図と民衆の反応

明治5年12月9日「改暦の勅語」²⁾が発令された。「新暦（太陽暦）」の採用を宣言し、太政官布告（第1号）で「今般改暦ニ付人日上巳端午七夕重陽ノ五節ヲ廢シ神武天皇御即位日天長節ノ両日ヲ以テ自今祝日ト定候事」と定められ、一般国民は「休業」して祝意を表することとなった。これは、「維新により成立した天皇制の国家支配の正統性を宣揚し国家統合意識を啓培する」という視点から策定され、それはまた「従来の諸慣習・行事等を否定しそれらを天皇制のイデオロギー的支柱たる神道式に改編統合しよう」（佐藤秀夫 2004a:177）として制定されたものであった。それは、民衆の間に伝承されてきた祭日とは異質な役割を荷わされた「国家祝祭日」であった。翌、明治6（1873）年10月14日太政官布告第344号³⁾（「年中祭日祝日等ノ休暇日」）において祝祭日を定めた。各府県はほぼそれに準拠し、「条例」の中に祝祭日を規程しその日を「休日」とした。

このようにして、明治政府は、文明開化、殖産興業、富国強兵の国是を実現するために、前代の旧習にならずむ人々を近代天皇制国家樹立の名の下で、国家祝祭日を太陽暦に取り込み根付かせようとしたのである。しかし、新政府の諸政策に対して民衆の不平・不満が渦巻く中で、江戸時代以来旧暦を生活暦として取り入れ、五節句と氏神祭礼を位置づけてきた人々の意識を一変させることは容易な事（安丸良夫 1989:38）ではなかった。

3.2 祝祭日儀式と学校

明治5年発布の「学制」に即して制定された文部省の「小学教則」⁴⁾には、日曜日を休業日とするのみ記され、祝祭日については触れられていない。国家祝祭日が制定された後でも、多くの学校は、祝祭日に教員、子どもを学校に集合させて何か特別なことを行うということではなく、単に「休業日」とした。そして、前代以来の村落共同体の生活習俗の中で、村々祭礼生活している民衆は、国家祝祭日とは何たるものかを知らず単なる休みの日と捉えていた。このことは、明治初期段階における国家祝祭日に対する民衆の意識の中に天皇と祝祭日の関係が稀薄であったことのひとつの表れである。明治政府はこの状況を看過できず、天皇とは無関係な前代から村落の土俗的な世界（村落共同体）に安住している民衆の意識の中に、宗教的・精神的権威としての天皇を存在させるために、この強い共同体意識を巧妙に利用し、様々な国家的統制施策を行っていったのである。

国家祝祭日が制定され4、5年が過ぎた頃（明治10年前半から後半にかけて）、祝祭日に向けての各地方・地域の対応に変化が見られた。それは、民衆が祝祭日当日、府・県庁や神社への拝賀、参拝が行われるようになった。その参拝自体は、国家から強制されたものというよりは、その地方・地域の長年の慣行に従ったものであった。当初は、教員が子どもを引率し参拝等⁵⁾に出向いていたが、しだいに府県の布達を受けて、学校で祝祭日に伴う儀式を行事として実施するようになった。このように、祝祭日には完全な形態ではないが、何らかの式（集会・会合）を行う学校がみられるようになった。しかし、式の中で「唱歌」などが歌われるようなこと⁶⁾はなかった。

3.3 学制期の「唱歌」教育 …但し「当分之ヲ欠ク」

維新政府は、明治5（1872）年8月外国の制度を模した「学制」を発布し、近代学校を全国各地に設置し、我が国の近代教育を発足させた。翌月9月「小学教則」を公布し、小学校における教科課程及び教授方法の基本方針を明らかにした。発布された「学制」には、小学校の教科は「唱歌」を含めて15科目、中学校は「奏楽」を含めて20科目設置されていた。しかし「唱歌」については、いずれも「当分之ヲ欠ク」と但し書きが付いていた。それは当時、教材や楽器もなく、教えることが出来る教師がいなかったこと、何よりも音楽教育の基本方針が確立されていなかった。

「学制」の教科目をみると「当分之ヲ欠ク」という条件がついているが、小学校では、図画はないが唱歌はある。中学校では、体操はないが奏楽は設けられていることなどから、音楽教育の必要性は認識していたのではないかと推測する。その証拠として、文部省はその数年後、ドイツの教育論をある雑誌に紹介⁷⁾していた。その内容は「唱歌は愛国心の教育や女子の教育に有効である」というものであった。一方、当時我が国の各地で「唱歌」教育について独自の取り組み⁸⁾も行われていた。

しかし、当時の政府関係者には、「唱歌教育の効果に疑問をもつ人も多く、教育令改正案の審議においても音楽が教育に何の効果があるやの疑問を發する人も出た」り、「恰も明治十年の西南の乱後を承け、政府費節減の急を告げ…音楽教育の不急、随つて創立して間も無き音楽取調所廃止の言」を述べる人もいた（山住正巳 1967:73）。しかし、暫くして、唱歌の徳育上の効能を積極的に利用しようとする教育政策への転換が始まるのである。さらに、天皇による公教育に対する干渉が行われ、それを補佐推進する人達によって忠君愛国の国家主義教育への転換が着実に実行されていくのである。

4. 「天皇制公教育」への国家的統制策

4.1 「教育ニ関スル勅語」（「教育勅語」）の発布

1885（明治18）年内閣制度が発足、森有礼が初代の文部大臣に就任し、「学制」改革に着手した。帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令を公布するなど従来の学校制度を根本的に改め、その整備に努めた。さらに森は、教育制度に引き続いて「教員養成と体操・唱歌教育」に力を注いだ（牧原憲夫2006:139）。それは「国家ノ為ニスル」教育⁹⁾、即ち、忠君愛国の「絶対主義的国家の形成を担うための国民の育成政策」であった。具体的には、官立学校への定期的な巡幸であり、公立学校への「御真影」の下賜¹⁰⁾であった。森は、1888（明治21）年2月「祝日における学校儀式の必要性」と「式における唱歌の教育的効果」¹¹⁾を説いたが、1889（明治22）年2月11日大日本帝国憲法が発布され、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」（第一条）「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」（第三条）と、日本の「国体」がここに明示されたその日、森は刺客の兇刃に倒された。その後、「政府部内から国体に立脚する徳育の重視論」が強く、翌年1890（明治23）年2月の地方長官会議において「徳育涵養ノ義ニ付建議」¹²⁾が出された。これを契機に、山県有朋首相、芳川顕正文相の下で法制局長官井上毅と枢密院顧問元田永孚が中心になって「教育ニ関スル勅語」（「教育勅語」）¹³⁾を作成した。同年10月30日「宮中において山県首相と芳川文相とに下付」された。文部省は、勅語の謄本を全国約三万の官公私立の各学校へ一斉に下付した。そして、その奉戴方と趣旨、取扱い等の徹底を指示¹⁴⁾した。以後、「教育勅語」は、特別な権威をもち、国民（臣民）の絶対随順すべき道徳の根本基準を示すものとして最重要視され、公教育では、その趣旨に絶対服従すべきものとして、違反することは許されなくなったのである。

これらのことは、学校現場に大きな変化をもたらした。特に、「学校儀式」の在り方が一変した。これまでの「御真影」拜礼に教育勅語奉読が付加されただけでなく、これまでの「自発的上申」でなく、儀式の一律施行が、文部省令（1891年「小学校祝日大祭日儀式規程」）で規定されるようになり法規上の強制を伴うことになったからである。文部省はこうして、これまで「90年の天長節（11月3日）と91年の紀元節（2月11日）との間に広く行われていた勅語奉読式を、より広範な祝祭日儀式として法制化し、定着させること」を目指したのである。（佐藤2004a:156）

大日本帝国憲法と「教育勅語」によって、天皇は神聖化され、政治的にも、道徳的にも、絶対的な権力者となった。その結果、国民（臣民）は、政治的自由はもちろんのこと、教育や学問、思想、信仰の自由も天皇の名において、無制限に干渉を受ける可能性をもつに至った。

4.2 第二次「小学校令」と徳性の涵養

「教育勅語」発布の4週間前の1890（明治23）年10月7日、(第二次)「小学校令」（勅令第215号）が発布された。そこには小学校の目的（第一条）が明記され、「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道德教育及び国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定められた。そして、旧「小学校令」同様、教科の先頭に「道德」が置かれた。しかし、「唱歌」については、尋常科では「加フルコトヲ得ル学科」、高等科では「欠クコトヲ得ル学科」と定められ、「唱歌」は、ここでも必修科目ではなかった。さらに、「教育勅語」の主旨を受け、かつ「小学校令」の第12条にそって、1891（明治24）年11月17日「小学校教則大綱」¹⁵⁾が制定された。その冒頭で「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニオイテモ道德教育国民教育ニ関連スル事項ハ特ニ留

意シテ教授セシムルコトヲ要ス」(第1条)と規定し、どの教科も道徳的見地から指導することが求められた。そして、修身は「教育ニ関スル勅語ノ主旨ニ基ツキ児童ノ良心ヲ啓培シテソノ徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」(第2条)とし、道徳教育は、「教育勅語」に基づいて行うことが最も大切であると明示した。また、第10条には「唱歌ハ耳及発声器ヲ練習シテ容易キ歌曲ヲ唱フコトヲ得ルコトヲ得セシメ兼ネテ音楽ノ美ヲ弁知セシメ徳性ヲ涵養スルヲ以テ要旨トス」と記され、唱歌は歌うことを通して、「徳性の涵養」に努めることが強調された。

さらに、第二次「小学校令」の注目すべきところは、その第15条には「小学校ノ毎週教授時間ノ制限及祝日大祭日ノ儀式ニ関シテハ文部大臣之ヲ規定ス」とあることである。これは、「すでに一部の地方の学校で実施され始めていた祝祭日学校儀式が、祝日だけでなく、国家神道式日である大祭日にも全国一律に施行する方向を示したも」のである。

5. 「小学校祝日大祭日儀式規程」制定後の学校儀式

5.1 「祝日大祭日儀式規程」の制定

明治24(1891)年6月17日、文部省は「第二次小学校令」の第15条に基づいて「小学校祝日大祭日儀式規程」(文部省令第4号)¹⁶⁾を制定した。それは、勅語謄本の下付がほぼ全国にゆきわたった頃であった。全8条からなる「祝祭日の学校儀式の基本型」を以下のように規定した。

小学校祝日大祭日儀式規程	
	明治24年6月17日 文 部 省 令 4
第1条 紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ 学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ 1 学校長教員及生徒 天皇陛下及 皇后陛下ノ 御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行ヒ且両陛下ノ万歳ヲ奉祝ス 但未タ御影ヲ拝戴セサル学校ニ於テハ本文前段ノ式ヲ省ク 2 学校長若クハ教員、教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス 3 学校長若クハ教員、恭シク教育ニ関スル勅語ニ基キ聖意ノ在ル所ヲ悔告シ又ハ歴代天皇ノ盛徳鴻業ヲ叙シ若クハ祝日大祭日ノ由来ヲ叙スル等其祝日大祭日ニ相応スル演説ヲ為シ忠君愛國ノ志氣ヲ涵養センコトヲ務ム 4 学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス	
第2条 孝明天皇祭、春季皇霊祭、神武天皇祭及秋季皇霊祭ノ日ニ於テハ学校長、 教員及生徒一同式場ニ参集シテ第1条第3款及第4款ノ儀式ヲ行フヘシ	
第3条 1月1日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ第1条第1款及第4款ノ 儀式ヲ行フヘシ	
第4条 第一条ニ掲クル祝日大祭日ニ於テハ便宜ニ從ヒ学校長及教員、生徒ヲ率キテ体操 場ニ臨ミ若クハ野外ニ出テ遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ 務ムヘシ	
第5条 市町村長其他学事ニ関係アル市町村吏員ハ成ルヘク祝日大祭日ノ儀式ニ列スヘシ	
第6条 式場ノ都合ヲ計リ生徒ノ父母親戚及其他市町村住民ヲシテ祝日大祭日ノ儀式ヲ参 観スルコトヲ得セシムヘシ	
第7条 祝日大祭日ニ於テ生徒ニ茶菓又ハ教育上ニ裨益アル絵画等ヲ与フルハ妨ナシ	
第8条 祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第等ハ府県知事之ヲ規定スヘシ	
	(筆者、漢数字を算用数字に変換)

制定された「小学校祝日大祭日儀式規程」の第一条「紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及新嘗祭ノ日ニ於テハ学校長、教員及生徒一同式場ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フヘシ」と、その4項「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」によって、「儀式」を行う際、「唱歌」を合唱する

ことが義務づけられた。これまで各府県で、あるいは学校の判断で行われていた学校儀式を法の下で、必ず施行しなければならないことになったのである。続いて、同年10月8日、文部省は次のような「文部省訓令第2号」（「祝日大祭日ノ小学校唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ノ件」）を北海道庁と各府県に発令（祝日大祭日官報告示）した。北海道、各府県は直ちに同様内容で各市町村学校に通達した。

「文部省訓令第2号」

(明治24年10月8日)

- 一 小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ特ニ其採択ヲ慎ムヘキモノナルヲ以テ北海道庁長官府県知事ニ於テ予メ本大臣ノ認可ヲ得ヘシ但文部省ノ撰定ニ係ルモノ及他ノ地方長官ニ於テ一旦大臣ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニ在ラス
- 二 前項唱歌用ノ歌詞及楽譜ハ漸次文部省ニ於テ撰定頒布スヘシ。

さらにこの訓令と同時に、文部省より発表された説明書¹⁷⁾（件名「小学校唱歌用に供する歌詞及び楽譜について」）には、「唱歌の意義」と「採用すべき唱歌の要件」を次のように規制している。

「唱歌ノ人心ヲ感動スル力ノ大ナルハ普ク人ノ知ル所ナリ。故ニ之ヲ教育上ニ適用センニハ須ラク其歌詞楽譜ノ雅正ニシテ心情ヲ快活純美ナラシムルモノヲ採択スヘシ。殊ニ小学校於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フニ当リ、用フル所ノ歌詞楽譜ハ、主トシテ尊皇愛國ノ志氣ヲ振起スルニ足ルヘキモノ所謂国歌ノ如キモノタラサルヘカラサルハ論ヲ俟タス。然ルニ末タ適當ノ歌詞楽譜ナキカ為メ往々杜撰ノモノヲ用フルモノアリ、是レ教育上深ク憂ウヘキコトナルヲ以テ本命ヲ発シタルナリ。」

続いて、文部省訓令第2号の二を受けて、1891（明治24）年10月20日、東京音楽学校学校長村岡範為を委員長とする「祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員会」が結成され、唱歌の選定・審査に着手した。その正式決定が出されるまでの間「祝日大祭日儀式ノ唱歌用ニ供シ差支ナキモノ」十三曲¹⁸⁾を同年12月29日、文部省普通学務局長が、両高等師範学校と道府県あてに通牒（「小学校ニ於テ祝日大祭日ニ用フル歌詞及楽譜ノ件」）したのである。

また、明治24年11月2日、文部省普通学務局長通牒¹⁹⁾「祝日大祭日儀式用唱歌ノ件」が、道府県あてに出された。それは「小学校ニ於ケル祝日大祭日ノ儀式ニ用フル唱歌ニシテ文部大臣ノ認可ヲ経タル分ハ其都度官報教育欄ニ掲載可致候間右ニテ御承知相成候様致度此段申進候也」というものであった。これ以後、認可を受けた学校名と唱歌名が「官報」に掲載されることとなった。「官報」には、どんな学校の校歌でも「□□学校唱歌用トシテ認可セリ」と他の唱歌と同列に扱われていた。（他に音楽雑誌にも掲載された。大正9年に創刊された文部時報にも掲載されるようになった。）

これらの一連の文部省の施策について、山住氏は「『学制』発布以来20年間、唱歌は教科のひとつとしておかれていたが、文部省がその指導内容についてこれほど詳しく説明を加えたことは一度もなかった。」と驚き、「これは文部省が、祝祭日の儀式における唱歌の合唱を教科としての唱歌よりも重視していた証拠」であると捉え、「ここ（学校儀式）で、唱歌を歌ったり聞いたりするところから人心に起こる感動を『尊皇愛國の志氣を振興』させる方向へ向けよう、またそれにふさわしい唱歌を選ぼうという方針が明確に示された」（山住1967:279-0）と述べている。

「教育勅語」（明治23年10月30日）が発布され公に出された後、これまでの「御真影」拝礼に教育勅語奉読が付加され、さらに「小学校祝日大祭日儀式規程」で「儀式」が義務化され、各学校で儀式の実施回数（三大節八祭日）が頻繁に実施されるようになった。年間10回もの儀式の実施は、学校の負担が増大し、その取扱い等に過敏な神経を注いでいた頃、文相井上毅が、1893（明治26）年

5月5日、次のような「省令第9号」を発した。

「明治24年文部省令第4号ニ規定シタル儀式ハ、第一条ニ依リ紀元節天長節ニ於テ之ヲ行ヒ、第三条ニ依リ一月一日ニ之ヲ行フモノトシ、他ノ大祭日及祭日ニ於テハ各学校ノ任意タルヘシ」

これにより、「儀式規程」の適用は、原則として三大節に限ることとなった。その他の祝祭日の儀式の実施は各学校の任意となった。この趣旨等は、1900（明治33）年8月省令14号「小学校令施行規則」第28条に継承され、以後小学校における祝祭日儀式施行の基本となった。このことは、三大節に減じて、厳重かつ厳粛な儀式を行うことで強烈な感化を児童の脳裏に植え付けようとしたものと考えられる。1893（明治26）年5月に「祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員会」の選定・審査が終わり、同年8月12日文部省告示第3号（官報第3037号付録）で「小学校祝日大祭日儀式唱歌用歌詞及楽譜撰定」（八曲）が公布された。その八曲は、「君が代」、「勅語奉答」、「一月一日」、「元始祭」、「紀元節」、「神嘗祭」、「天長節」、「新嘗祭」である。しかし、文部省が「儀式ノ唱歌用ニ供シ差支ナキモノ」を漸次撰定し、公表頒布する方法には限界があった。早くも同年10月20日、「文部省訓令10号」で「3文部大臣ノ検定ヲ経タル小学校唱歌教科書中ノ歌詞及楽譜ハ北海道庁長官府県知事ニ於テ明治24年文部省訓令第2号ノ手續ヲ要セスシテ小学校ニ於テ祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供セシムルコトヲ得」と、「差支ナキ」唱歌の許容範囲を拡大した。即ち、「文部大臣ノ検定ヲ経タル小学校唱歌教科書中ノ歌詞及楽譜」は、認可申請せずに儀式用に使用しても構わないとしたのである。このことは、政府が頒布した唱歌のみを学校儀式に毎回使用するのではマンネリ化を招くだけでなく、地域や学校の特色が出にくいという配慮もあったものと思われる。このような省令・訓令等が出された後、祝祭日に児童に、何か唱歌を歌わせなければならなくなったことから、「唱歌」の時間を普段の時間割の中に取り入れ、提示された「儀式用唱歌」だけでなく、検定教科書中にある「唱歌」の練習を始めた学校が増加した。と同時に、「儀式用唱歌」を独自に選定した学校や、「校歌」を作製し儀式で歌おうとした学校が現れたのではないかと推測する。しかし、地域・学校の諸事情（指導者や作歌・作曲者等の不足）で、それは限定的な地域のみであった。（実際には、明治26年に東京府の忍ヶ岡小学校の校歌が認可された。その他に認可されたのは軍歌がほとんどであった。）

このように、「祝祭日の儀式に歌う唱歌及び歌詞や楽譜を選ぶ場合、文部大臣の認可が必要となった」ことから、1891（明治24）年6月17日の文部省令第4号「小学校祝日大祭日儀式規程」とそれに係る「訓令第2号」が、『校歌認可制の始まり』（法的根拠）であると言われる理由である。このことで、前述の嶋田氏が、校歌認可制は1894（明治27）年12月28日に文部省から出された「小学校に於ける唱歌用の歌詞及び楽譜に関する」訓令第7号によると指摘したことは、妥当性を欠くこととなった。嶋田氏の根本的な誤解は、東京府内の忍ヶ岡小学校（明治24年10月28日付で申請）が1893（明治26）年2月18日に認可を受けていることを見落とし、「この訓令（第7号）後、東京府内小学校としてはじめて採用が認可されたのは、明治36年5月認可の麻布小学校校歌であった。」と断定し、それを基にして論を展開していることである。

いずれにしても、この「小学校祝日大祭日儀式規程」（同時に訓令第2号）は、1900（明治33）年8月21日の文部省令14号「小学校令施行規則」第223条「…明治24年文部省令第1号、第4号…ハ明治34年4月1日ヨリ之ヲ廃止ス」で廃止され、効力を失ってしまうのである。

しかし、同規則第28条に於いて「紀元節、天長節、及一月一日ニ於イテハ職員及児童、学校ニ参集シテ次ノ式ヲ行フヘシ」と規定され、趣旨・儀式内容20)は継承された。その内容は、その後実

質的に変更のないまま、国民学校令施行規則（1941（昭和16）年省令第4号）第47条に引き継がれた。

5.2 道・府県の反応～これらの「省令・訓令」を教育現場でどのように受け止めたのか。

上記のように「小学校祝日大祭日儀式規程」（明治24年6月17日文部省令第4号）の第8条に基づいて、道府県では「小学校祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第」等を決め、「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」と規定した。「文部省訓令第2号」（明治24年10月8日）で「…祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ特ニ其採択ヲ慎ムヘキモノナルヲ以テ北海道庁長官府県知事ニ於テ予メ本大臣ノ認可ヲ得ヘシ…」と定められた。しかし、このころ、「（第二次）小学校令」の中で「唱歌」は、尋常小学校では、土地の状況によって「加えることができる」教科、高等小学校では「欠くことができる」教科であった。したがって、いまだ唱歌教育を始めている学校、あるいは、始めたいが指導者もいなく、楽器類も整備されていない学校が多く、関係者は困惑した。次の滋賀県の例はその一つの事例²¹⁾である。

1891（明治24）年7月14日、滋賀県から、「小学校令実施後に要する件」で三つの伺いが文部省に出された。その中の一つは、文部省令第4号「儀式規程」に関するもので、それは規定の中に「唱歌ヲ合唱ス」とあるが、唱歌を課していない学校では合唱が出来ない。「然るに之を知らざるか為合唱せざるは敢て不敬を以て論すへき限に無之と相認候」、だから学校ごとに伺いをたてる手数を省いてよいだろうか」という質問が出されている。

このことは、当時、まだ多くの学校では、唱歌を教える体制が十分に整備されていない（唱歌の時間が計画されていなく、楽器類もなく、児童が学校で歌う場面、時間もない）状態であったので当然の戸惑いである。一方、それまで唱歌は正規に課せられていなかったが、儀式に唱歌を歌うように定められたことは、当時の音楽教育の普及という面に於いて大きな意義があった。じじつ、文部省から送られてきた祝祭日儀式用唱歌の楽譜を使用して、日常の授業時間に唱歌指導が行われ、儀式や行事等で歌う学校が出現した。このように儀式唱歌の歌詞及楽譜は、教材としても広く活用された。

一方この頃（明治25・26年）、伊沢修二編『小学唱歌』全6巻が刊行された。この唱歌集は既刊の文部省編『小学唱歌集』（明治5年）や『明治唱歌』（明治21年最初の検定教科書）に飽き足りない関係者から絶賛されるほどの内容であった。それは、我が国各地の民謡や童謡等を採用し、また、「言語一致唱歌」であったため指導しやすく、子供たちからも大人気（青柳善悟 1979:171）であった。

さらに「儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜」、つまり「儀式用唱歌として相応しい歌」は学校の校歌であると考え、早速、校歌作製に取り掛かり、認可申請した学校もある。一方、当時の時代風潮の影響を受けて流行していた「軍歌」²²⁾を「儀式用唱歌として相応しい歌」と考え、認可申請をした都府県、学校・団体等も多数存在した。

道府県別に校歌の認定を受けた学校の存在を、官報やその他の文献等を基にして調査し、その収集に努めたが、明治24-27年で、当時比較的設備や指導者等に恵まれていた東京府の下谷区忍ヶ岡小学校一校のみ²³⁾であった。忍ヶ岡小学校は、校歌（木村正辞作詞、上 真行作曲）を作製後、1891（明治24）年10月28日付で東京府知事宛に「祝日用唱歌」として申請した。翌年、1892（明治25）年12月に一部訂正願いを出し、翌1893（明治26）年2月18日に文部大臣より「儀式用唱歌に供することをうべき」旨の通達を受け認可された。また、同時に「普甲127号」としてその旨が掲載された。

したがって、忍ヶ岡小学校校歌が、我が国で「儀式用唱歌」として認可された第1号である。忍ヶ

岡小学校の校歌がどのような過程を踏んで認可されたかその概要を以下に整理する。

- i. 忍ヶ岡小学校に於いて校歌作製後、明治24年10月28日「祝日用唱歌特別御指定願」を東京市長に提出
- ii. 東京市長は忍ヶ岡小学校から申請「祝日用唱歌特別御指定願」を東京府知事に提出。
- iii. 東京府知事はこれを文部大臣に申請
- iv. 提出された校歌は文部省内で審査の上、訂正箇所等赤色で指示。再提出を求める。
- v. 再度、文部大臣に指摘のあった訂正箇所を修正の上提出。

* 忍ヶ岡小学校では、「校歌一部訂正願」を「唱歌御指定願」として明治25年12月に提出。

- vi. 明治26年1月24日上申された「唱歌御指定願」を文部省にて審査。
- vii. 明治26年2月18日に文部大臣より東京府に忍ヶ岡小学校の校歌は、「儀式用唱歌に供する件認可す」旨の通達（普甲127号）され、正式に認可さる。
- viii. 文部大臣の認可を受け、東京府は知事名で、「祝日用唱歌特別御指定願」が出された下谷区役所へ文書を出し忍ヶ岡小学校に伝えられ、始めて忍ヶ岡小学校で校歌を歌うことが可能。

☆図1…「校歌」、図2…「祝日用唱歌特別御指定願」、図3…「校歌一部訂正願」、図4…「校歌認可書」

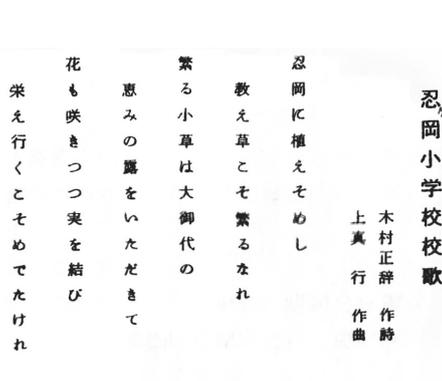


図1

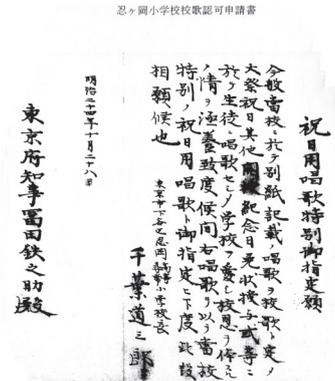


図2

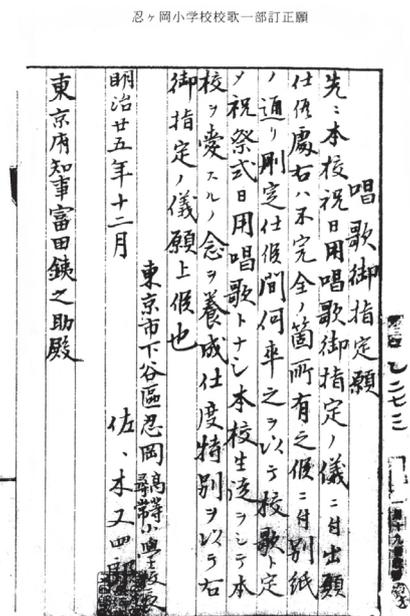


図3

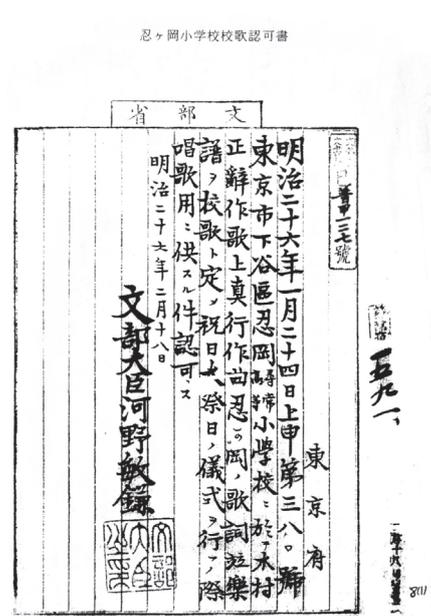


図4

以上のような手順・経過を経て、はじめて「校歌として認定」されたのである。

この時期に、忍ヶ岡小学校以外、認可を受けた学校（明治 25-27 年に文部大臣への認可を申請した学校は皆無）は見当たらない。それはなぜなのか。当時、学校での唱歌「認可制」の存在、つまり、1891（明治 24）年 6 月 17 日の文部省令第 4 号「小学校祝日大祭日儀式規程」とそれに係る「文部省訓令第 2 号」についての存在自体を、学校現場ではあまり知られていなかったのではないかと、知っていても、「校歌」は、運動会や学芸会、他の行事（開校式、卒業式、新築・改築落成式など）で歌われることが多かったため、「祝日大祭日ノ儀式ヲ行フノ際唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜」に該当しないと考える学校もあったのではないかと考える。（佐々木正太郎 1990:158）当時、「儀式用唱歌として認可された歌詞及楽譜」として認可を受けたのは、軍歌が大半を占めていた。

他の文献・図書・記念誌等から資料収集する過程で、明治 20 年代の後半以降、独自に校歌（校訓歌）なるものを作製した小学校の存在が（表 1）のように判明した。

1893（明治 26）年 8 月には「小学校祝日大祭日儀式唱歌用歌詞及楽譜」（八曲）が選定・公布され、もっぱらその「儀式唱歌」のみを歌う学校が多くなった。しかし、明治 30 年代になると校舎新築・改築落成式、運動会など学校の儀式や行事の中で、「儀式用唱歌」と同時に、学校独自に制定した「校歌」を歌うという「儀式型式」（嶋田由美 1987:22-3）が見られるようになった。

（表 1）明治 20・30 年代（前半）に校歌・校訓歌を作製していた主な学校（* は行事・儀式等で校歌が歌われていた学校）

	制定（明治）	学 校 名	備 考	認可の有無
1893 年	26 年 2 月 18 日	（東京・忍ヶ岡小学校）	（儀式用唱歌に供する）	（普甲 127 号）
1894 年	27 年頃 27 年	京都市修徳小学校 富士見小学校 *	日本大百科全書（小学館）より M27. 3. 4 新築開校式に校歌あり	無 認可：M36.7.10
1895 年	28 年 3 月	東京・常磐小学校	M28.3 制定と『東京教育時報』 （M35.5.10 発行）第 20 号にあり	無
	28 年	福島・郡山市金透小学校 （「立志」を校歌として）	『岩手の校歌ものがたり』（佐々木著）	認可：M30.12..2 （官報掲載第 1 号）
1896 年	29 年 2 月	東京・城東小学校	M29.2.25 発行「音楽」第 64 号より	無
1898 年	31 年 31 年頃 32 年 1 月	長野・松本市開智小学校 京都市柳池小学校 東京・誠之小学校	日本大百科全書（小学館）より 日本大百科全書（小学館）より 『誠之百年』に記載（嶋田氏論文より）	無 無 認可：M37.1.25
1900 年	33 年頃	東京・番町小学校 富山・高岡小学校	日本大百科全書（小学館）より 官報 4976	無 認可：M33.2.6
1901 年	34 年頃	新潟・柏崎市枇杷島小学校	百周年記念誌（昭 48）に記載	無
1902 年	35 年	（第一高等学校寮歌）（東寮）	（「嗚呼玉杯に花うけて」）	無
	35 年	東京・根岸小学校* 岩手・水沢市水沢小学校	『岩手の校歌ものがたり』（佐々木著） （岩手県内で最も古い校歌）	認可：M39.6.30 無
1903 年	36 年 3 月	東京・麻布小学校	（嶋田氏論文より）	認可：M36.5.14
1904 年	37 年頃	東京・寶田小学校*	M.37.12.9 記念式で校歌あり （嶋田氏論文より）	認可：M39.1.31

『校歌の風景—中越地区小中校歌論考—』、『岩手の校歌ものがたり』、『校歌—心の原風景—』「嶋田氏の論文」より

しかし、「小学校祝日大祭日儀式規程」（同時に訓令第 2 号）は、1900（明治 33）年 8 月 21 日の文部省令 14 号「小學校令施行規則」第 223 条で、「…明治 24 年文部省令第 1 号、第 4 号、…ハ明治 34 年 4 月 1 日ヨリ之ヲ廢止ス」となり効力を失った。

6. 「文部省訓令第7号」発令後の「唱歌」教育

6.1 文部省訓令第7号の発令

1894（明治27）年12月28日、小学校令（明治23年10月7日勅令215号）第16条「小学校ノ教科用図書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ就キ小学校図書審査委員ニ於テ審査シ府県知事ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ルヘシ」を受け、「文部省訓令第7号」（官報第3452号）が以下のように発令された。

「文部省訓令第7号」

「小学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ本大臣ノ検定ヲ得タル小学校教科用図書中ニ在ルモノ又ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ及地方長官ニ於テ本大臣ノ認可ヲ受ケタルモノノ外ハ採用セシムルヘカラス但地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニ在ラス」（下線は筆者）

ここで示されている「唱歌」は、「小学校祝日大祭日儀式規程」（同時に訓令第2号）とは違い、祝祭日儀式の中で歌う「唱歌」でなく、学校内で「指導され歌われる唱歌」（学校内唱歌）である。その唱歌を三つに分けて示している。

一つは、「文部大臣の検定を経た教科書に載っているもの」二つは、「文部省が選定したもの」

三つは、「地方長官が文部大臣の認可を受けたもの」と規定している。

但し、「地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニ在ラス」ということから、一度ある地方で認可された唱歌は、全国共通に採用が許されたものとして使用することができるようになった。当時の小学校令（明治23年10月7日勅令215号）においても、唱歌が正規の科目ではなかった（尋常小では「加えることをうる教科」、高等小では「欠くことをうる教科」であった）が、「唱歌」をこのように規制したのはどのような理由からであろうか。

この頃、「明治維新」以来「文明開化」の急激な進展に伴い社会風俗が乱れ、明治20年代には、子供社会の中にも、卑猥な俗歌が流行していた。また、難解、粗悪な教材など、様々な唱歌教材も出回っていた。こういった状況を変えることが学校教育、とりわけ学校の唱歌教育に大きな期待が寄せられていた。一方、当時は日清戦争開戦中であつたことから、国民の戦意高揚を図る「軍歌」の影響も大きく「無差別にいかなる歌曲でも児童に歌わせ、純真な童心を害毒するような」教育上憂慮すべき現象（青柳1961:176）を招いた。こういったことから、検定を受けた教材、教科書教材に限定する必要があると考えたからでないかと推測する。この「文部省訓令第7号」発令後の明治28年1月16日、「客年文部省訓令第七号ニ依リ小学校ノ唱歌用ニ供セントスル歌詞及楽譜ニ就キ文部大臣ノ認可ヲ受ケラルル場合ニハ其歌詞及楽譜ノ原本壹部ヲ添付シ御伺出相成度此談及御通牒候也」という文部次官牧野顕名の通牒が、各府県知事宛に出された。

東京府は、この「訓令第7号」とそれに関わる通牒を受け、1895（明治28）年1月23日、以下のように文部省の訓令とほぼ同じ内容のものを、東京府訓令第1号として各区長宛に発した。

「文部省訓令之旨モ有之ニ付小学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ文部大臣ノ検定ヲ経タル小学校教科用図書中ニ在ルモノ又ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ及当庁ノ指定シタルモノノ外ハ採用セシムルヘカラス」

他府県も同様の訓令を発した。1895（明治28）年1月16日早々広島県は、忠実武勇軍歌集の中の「朝日に匂ふ」他13曲を認可申請した。続いて、山梨県、東京府、大阪府などが申請した。その大半は軍歌で、「小学校唱歌用」あるいは「師範学校の唱歌用」として、1895（明治28）年一年間で私の調

査では、95曲認可された。このことは、当時日清戦争開戦中であり、国民の愛国意識、戦闘意識高揚を図るためのものだったと考えるが、「他面に於いて文政当局が軍歌を奨励したこと」もその要因であった。それは、森文相が重視した体育、中でも「兵式体操」を継続した当時の井上文相が、「高等小学校男子生徒ニハ兵式体操ヲ課スルノ際軍歌ヲ用キ体操ノ氣勢ヲ壮ニスルコトアルヘシ…」と全国の小学校に訓令²⁴⁾(明治27年9月1日文部省訓令第6号)を発したことによる。この訓令によって軍歌流行の風潮を醸し軍歌集が続々出版²⁵⁾された。そして、「学校の唱歌教材が全く軍歌に限られる奇観を呈し、軍歌に非ざれば唱歌に非ずと云う風に思われるように」なり、この傾向が「拾年を距てた日露戦争後にまで」(青柳1979:173)及んだという。このように当初は、軍歌類の認可申請が多数を占めたが、明治後半になると徐々に「校歌」の認可申請も多くなった。しかし、「中には認可申請しても認可の通知がなく、数年、数ヶ月も要した学校の校歌もあった。また、申請しても全く認可されなかった学校もあった。そして、数カ所にわたって修正の赤文字が入れられた校歌もあった。」(佐々木1990:163)という。嶋田氏の論文(1987:16-8)の中で「申請後の認可過程で、文部省が校歌の歌詞及び楽曲に関し、訂正等を求められた事例」を以下のように分類している。

1. 楽曲に関しては、譜面上の問題、特に誤記に関する問題
2. 歌詞に関しては、①言葉の表記上の問題 ②歌詞内容の表現上の問題
3. 歌詞及び楽曲両面の改作に関する問題

その中で、第二の歌詞に関する訂正は、楽曲面での訂正よりも多く、「表記上のみならず、深く歌詞内容に関するものが多かった。」と分析し、「当時の唱歌(校歌)は、音楽の問題としてよりも、より強く歌詞の問題として扱われる傾向にあった」と述べている。

さらに嶋田氏は、校歌の歌詞内容を「学校の由来及び学校の所在地」の説明、「学問のすすめと学生のため」「忠君愛国の精神の涵養」「親に孝あるいは師に恩」などの一般的な徳育の問題、「身体を鍛えることのすすめ」、「花鳥風月的な事項」などの観点から細かに分析した。その結果、「この時代の校歌の歌詞が持つ最も大きな特徴として、当時の教育思潮を反映して校歌にも忠君愛国の思想が十分に盛り込まれていたこと…。特に忠君に関して述べれば、『あやにたふとき大宮の』『あやにかしこき大君の』『天津日影』など、直接的に天皇を示す言葉が大変多く使われており、…忠君愛国という思想は、年代的には明治30年代より明治40年代に入って一層明確に校歌の歌詞に現れてくることが明らかとなった。すなわち、明治30年代の校歌には…、単純に学問のすすめを説く歌詞をもつものが多かったのに対し、明治40年代に入ると、学問を奨励したり、身体を鍛えることをすすめたり、一般的な徳のある人間になることを説きつつも、それを最終的に忠君愛国心の養成へと結びつける傾向の歌詞をもつ校歌が多く見られた。」という。

6.2 大正・昭和前期の「校歌」等の認可状況

日露戦争後の条約内容に不満を抱く民衆の暴動や、経済的不況の中での労働・社会変革運動に対し政府は厳しく対処した。また、国民に対する思想統制は、大正末期から昭和にかけて一段と強化²⁶⁾されていった。こういった状況の中であって、大正期に興隆した芸術教育運動は「児童文化の諸領域を含めて、多方面にわたって展開」された。なかでも鈴木三重吉は「当時の児童向けの歌や読み物を貧弱低劣と批判」し、「彼等の真純な感情を保全開発するため、第一級の作家・作曲家の協力」を得て雑誌『赤い鳥』を大正7年に創刊するなど(山住1987:88)童謡・童話の創作・普及運動を展開した。

童謡・童話は各種多様に創作され、教育関係者には好評であった。しかし、「官報」には数曲の童謡しか掲載されなかった。それは、当時の「童謡」は文部省唱歌への批判から生まれたものであったため、認可申請しても文部省が認可しなかったのか、それとも学校や作歌・作曲者が、文部省の認可を積極的に受けようとしなかったのか、その理由・真相は不明である。大正期の認可歌曲は「校歌」が大半を占め、昭和初期の昭和5、6年以降になるとそのことが益々顕著となり、認可された校歌は、他の歌曲より圧倒的に多数を占めるようになった。それは、1929（昭和4）年に以下（表2）のような通牒が道府県へ出すことによって、各学校での「校歌」作製の機運を助長させようとするねらいがあったのではないかと推測する。この頃文部省が、「校歌」等の歌曲の徳育的効用を認識していたのではないかと思われるような文面が法令等に見られるようになった。

(表2)

<p>○小學校唱歌用楽譜採用認可申請様式</p> <p>(昭和4年4月17日、發函33号図書局通牒)</p> <p>小學校唱歌用歌詞楽譜採用認可申請ノ場合其ノ歌詞楽譜ヲ記載セル書類ノ形式不完全ノタメ調査状不便少カラサルニ付自今別記各項ニ依リ整理ノ上御差出相相成度此段豫メ通牒ス</p> <p style="text-align: center;">歌詞ニ付テ</p> <p>一、作歌者ノ氏名ヲ明記スルコト</p> <p>二、歌詞ハ楽譜面ニ假名ニテ記入スル外漢字交リニテ別記スルコト</p> <p>三、歌詞ノ別記ニ別紙ヲ用フルトキハ美濃判大ノモノタルコト</p> <p>四、歌詞ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記載シ歌詞中ノ漢字ニハ振り假名ヲ付スルコト</p> <p>五、校歌ニハ其ノ校名（何尋常高等小學校等）及所在ノ郡市町村名ヲ記スルコト</p> <p>六、歌詞ニハ成ルヘク説明書ヲ添付スルコト</p> <p>七、副本ヲ添付スルコト</p> <p style="text-align: center;">楽譜ニ付テ</p> <p>一、作曲者ノ氏名ヲ明記スルコト</p> <p>二、拍子記號ハ數字ニテ表ハスコト（4/4ノ如シ）</p> <p>三、楽譜用ノ五線紙ハ成ルヘク美濃判ノモノヲ用フルコト</p> <p>四、音符記號ハ其ノ位置ヲ明瞭ニ正確ニ記載スルコト</p> <p>五、歌詞ハ交互ニ片假名平假名ヲ用ヒ其ノ全部ヲ明瞭ニ譜面ニ記載スルコト</p> <p>六、副本ヲ添付スルコト（音符ノ位置等正体ト相違ノモノアルニ付注意ノコト）</p>
--

それは、後（1939年）に出された通牒²⁷⁾の中で「近来是等諸學校ニ於テ校歌、朝礼歌、開校記念日ノ歌、學校行進曲等」を制定する學校は少なくないが、「是等ノ歌詞、楽曲モ亦音楽教材ノ一部ト看做サルルノミナラス殊ニ校歌、朝礼歌ノ如キハ訓育上極メテ重要」と捉えていることから推察することが出来る。

7. 「儀式規程」制定後の北海道における「校歌」等歌曲の認可状況

7.1 「儀式規程」の制定後の「唱歌」教育

前述したように、1890（明治24）年10月30日「教育勅語」が公にされた翌年1891（明治24）年6月17日に「小學校祝日大祭日儀式規程」（文部省令第4号）が制定されたその約3年5ヶ月後の1895（明治28）年3月9日、北海道においても「小學校祝日大祭日儀式ニ関スル次第」²⁸⁾を定め、儀式に唱歌を歌うことを義務づけた。当時、小學校の唱歌は「加設しうる科目」の一つにすぎなかったため、ここでも「唱歌ヲ教授セサル學校ニ於テハ之ヲ省クコトヲ得」（第5条）と規定されていた。

しかし、儀式の中であっても唱歌を歌うように定められたことは、本道の音楽教育の普及の面から大きな意義があった。全道各地の小学校で「唱歌」教育が徐々に広がり、「儀式唱歌」はその時の教材としても広く活用されていった。その時の実施状況を当時の教育雑誌²⁹⁾から抜粋してみると、明治25年6月、亀田郡亀田小学校、大野小学校、上磯郡上磯小学校に御真影が下賜され「拝載式」を行った時、上磯小の式次第には「男子生徒ノ軍歌」、「女生徒ノ唱歌」があり、亀田小、大野小の式次第にも「唱歌」が記載されている。(明治25年6月号) また、日高の浦河小学校でも、御真影下賜の際、「君が代」を奏して奉迎し、行進中には「軍歌」を歌い、式の中では「君が代」などを歌ったと記されている。同じく、樺戸郡月形小学校では、生徒運動会で「軍歌」を歌いながら入場し整列後「君が代」、「軍歌」を歌ったという。また、明治25年7月、札幌郡山鼻小学校での新校舎が落成し、7月30日開校式を行った際、生徒の唱歌、軍楽隊の合奏があったという。

一方、創成小学校の沿革誌を見ると、明治28年5月6日の条目に「尋常科ニ於テ唱歌ノ一科ヲ加ヘ算術科ヨリ一時ヲ減ジテ之ニ充テルコト」と記されている。このことは、同年3月「(第二次)小学校令」(明治23年制定)に基づいて出された庁令「小学校教則」³⁰⁾に依ったものと思われる。当時の「(第二次)小学校令」では、尋常小学校は「土地の状況によっては唱歌を加えること」ができ、高等小学校では「欠くことができる」となっていたが、庁令で出された「小学校教則」で、尋常小学校では同じく「土地の状況によっては唱歌を加えること」とし、高等小学校では「必須」としたのである。創成小ではこのことを踏まえて、尋常科に於いても「唱歌」の時間を一時間確保し指導に当たったものと思われる。このことは、「師範学校における教師養成が、全道の高等小学校で唱歌(教育)を実施しうるまでに進んでいたことを示す」(北海道教育研究所編1960:640)ものであった。

このように、札幌・函館など比較的早くから開けたところから始まった「本道の音楽教育は、師範学校の教師養成が軌道にのりはじめ、また儀式唱歌の制定などもあって、一般の認識が高まり、しだいに地方へも普及」(北海道教育研究所編1960:641)していった。

このように全道各地で、楽器(特にオルガン)を得意とする教師のいる学校や音楽教育に関心を寄せる教師たちによって上記のような唱歌指導が行われていたが、道内の多くの学校では、「屯田兵出身者や地方有識者を教師として行われた兵式体操(当時は和服に袴、鉢巻のいでたち)のさいなどに、軍歌を歌った程度であった。」という。特に北海道においても、「日清戦争前後には、当時の国民感情を反映して軍歌が全道くまなく普及し学校唱歌といえは軍歌に限られたような観さえあった。」(北海道教育研究所編1960:642)と記している。

7.2 「儀式規程」の制定後の「校歌」制定の動向

明治30年代になると、当時愛唱された一高寮歌「嗚呼玉杯に花うけて」(明治35年制定)に刺激されて、本道でも、「校歌」や「寮歌」を制定する学校が見られるようになった。明治38年札幌中学校の「校歌」が創立十年を記念して制定された。明治39年ころから、「札幌農学校では、学生自身の手による寮歌作製が年中行事となった。」(北海道教育研究所編1960:646)という。そして生まれたのが、あの「都ぞ弥生」(明治45年)である。一方、山鼻小学校の沿革史に「校歌制定は詳かならず。されど23年校舎焼失、25年7月改築開校の際、開校式の歌を合唱せりといふ。その後、明治40年皆月安太郎校長の頃、従前行はれたる旧校歌に多少の補正を行ひ、次の歌詞を採用せり」の記事があり、古くから「校歌」があったことはいかがわられる。

1907(明治40)年代になって、「校歌」を制定した学校が出始めたがそれほど多くはない。(道内で「校歌」を作製し認可を受ける学校が増えたのは、大正後期から昭和初期にかけてである。)明治40年、遠友夜学校校歌、同42年、北海道師範学校校歌、札幌高等女学校校歌、創成尋常小学校校歌、同43年、豊水尋常高等小学校校歌などである。そして大正元年に、山鼻尋常高等小学校校歌が文部大臣の認可を得ている。札幌近辺の学校が多いのは、作詞・作曲家、指導者などの人的環境が比較的恵まれていたからではないかと考える。1907(明治40年)3月31日さらに「小学校令」が改正され、ここで初めて「唱歌」は必須科目となった。以後、道内の各地で唱歌教材の研究や教授法の研究など盛んになり、音楽教育はしだいに向上する機運を示した。

しかし、開拓途上にある本道では、明治41年3月に新たに定められた、庁令第22号「特別教育課程」³¹⁾においても、「尋常小学校ノ教科目中、図画、唱歌、裁縫ノ一科目若シクハ数科目ハ書クコト關クコトヲ得」(第2条)とする従前からの規定を踏襲した。

1916(大正5)年12月にまとめられた、庁令84号「小学校教科目教授ノ程度及時数ニ関スル規程」(第3条)³²⁾でも、「唱歌ヲ欠クトキハ其ノ毎週教授時数ハ学校長ニ於テ之ヲ体操ニ充ツヘシ」と、土地の状況によって体操と併せて課すことができるとされた。また、同時に出された道庁訓令53号では、「唱歌体操ハ之ヲ併セテ1週3時間トシテ之ヲ課シ場合ニ依リテハ唱歌ハ全ク之ヲ欠キテ体操ノミヲ課ルコトトスルモ本道ノ実情ニ照ラシ敢ヘテ支障ナカルヘシ」と定められていた。

本道の当時の開拓地の貧困な実情に適應させたものと思うが、「唱歌」教育の推進という面では大変厳しい条件・環境であったことが判る。

北海道で「校歌」が最も早く認可された学校は、旭川市の旭川尋常高等小学校(明治25年10月31日開校。現旭川小学校。校歌は明治38年4月28日認可。官報6545号に掲載。文部時報には不掲載)である。明治・大正・昭和期(戦前)に、北海道で「校歌」の認可を得た学校(官報、文部時報で判明している学校)数は、私の調査では221校である。そのうち現在、認可申請等の記録の書類等の存在が確認されている学校は3校のみである。(他は調査中)、釧路市の釧路第三尋常高等小学校(明治36年開校。現釧路小。校歌は昭和5年11月1日認可。官報1154号と文部時報364号に掲載。現存する認可関係書類は全て写し)、厚田村の厚田尋常高等小学校(明治10年3月開校、校歌は昭和11年12月24日認可。官報に掲載なく文部時報573号に記載あり。現石狩市立厚田小学校)、そして、伊達市の伊達尋常高等小学校(明治5年5月官立「有珠郷学校」と称して開校。昭和7年11月伊達尋常高等小学校と改称。校歌は昭和16年2月20日認可。官報に掲載なく、文部時報718号に記載あり)である。(筆者作成『全国校歌等の歌曲認可状況一覧(明治・大正・昭和)』より)そこで、昭和4年4月17日(發函33号図書局通牒)に「小學校唱歌用楽譜採用認可申請様式」が示された以後、当時、「校歌」がどのような手順で作製され、そして、どのように認可されたのかを提出文書と経過等を記録したメモ³³⁾を基に厚田小学校の「校歌」作製過程を下記に示す。

- i 当時の厚田尋常高等小学校の遠藤喬校長は、着任来(大正8年8月)、本校には「校歌」がないことを案じていた。昭和11年、隣の石狩生振尋常高等小学校に「校歌」が作られ認可されたことを知り、当時の生振小学校の越田勝生校長に相談したところ、作詞家は飯田廣太郎先生とのことであった。
- ii 飯田廣太郎氏は、当時札幌の中央創成尋常小学校校長であった。そこで、昭和11年5月18日中央創成小学校に、当時総務であった鈴木藤吉先生(後の厚田小・中学校長)を出向かせ、作詞を依頼。快諾を得る。

- iii 早速、遠藤校長は「当校としての希望事項」や写真を送付し正式に飯田校長へ依頼。
- iv 昭和11年7月下旬、出札の折に、飯田校長と会い、「天皇の本道行幸」³⁴⁾までに作製したい旨を告げる。
- v 昭和11年8月13日、飯田校長より、手紙文と一緒に校歌の「歌詞」が送付される。その歌詞は

1 三吉の山のいただきに 豊かに みのる石狩の 伸び行く姿たたへては 輝く希望 想うべし 美し わが郷 ここに在り	2 厚田の川の流れ入る 遙けし潮路 日本海 寄せ来る浪を望みては 不断の努力 思ふべし 楽し學舎 ここに建つ	3 學びの庭のあけくれに 宮居を近く仰ぎつつ 心と身体鍛えては 忠誠の國民となりぬべし 嬉しわれ等は ここに生ふ
---	--	--

- vi 「歌詞」を凝視した遠藤校長は、本校の児童生徒や地域住民の実態を考慮して、歌詞のどこかに「手をとりにて」、「大みことのり畏こみつ」という文言を挿入したい旨を飯田校長に相談。すると昭和11年8月19日、飯田校長から次のような見解を示した手紙文が送付されてきた。「…挿入するとすれば、やはり、第三節の外は御座いません。それで第三節の第一行と第二行とを次のやうに変更致してみました。

第一案 學びの庭のあけくれに 第二案 宮居を近く仰ぎつゝ 第三案 朝な夕なに手をとりにて
宮居を近く仰ぎつゝ 學びの道に手をとりにて 宮居を近く仰ぎつゝ

歌の調子から言えば、第一案がよいかと存じますが、「手をとりにて」という言葉をどうしても生かしたければ、二案でも三案でもよいかと存じます。」

「大みことのり畏こみつ」は、強いて入れなければならない言葉ではありませんから省きます。どうぞ適当にお気に入りのものを御選定下さるやうどれをとっても歌の意味には変わりありませんから。

…楽譜はどなたでも結構ですが、札幌師範の工藤富次郎先生³⁵⁾など如何ですか。…」と。

- vii この手紙を見た遠藤校長は、早速第三節を「朝な夕なに手をとりにて大みことのり畏こみつ」として、工藤富次郎先生に作曲を依頼。昭和11年9月15日に工藤先生より作曲された楽譜が届く。
- viii 早速、昭和11年9月26日「校歌検定願」と別紙（「校歌」と「解説」）を文部省に提出。

校歌検定願

當校ニ於テ別紙ノ通り校歌制定致度候間
御検定相成度此段及御願候也
昭和11年9月26日
北海道厚田郡厚田尋常高等小学校長 遠藤 喬 職印
文部大臣平生鈺三郎 殿

(三) 學びの庭のあけくれに 宮居を近く仰ぎつつ 心と身体鍛へては 忠誠の國民となりぬべし 嬉しわれ等はここに生つ	(二) 厚田の川 流れ入る 遙けし潮路 日本海 寄せ来る浪を望みては 不断の努力 思ふべし 楽し學舎ここに建つ	(一) 三吉の山いただきに 豊かにみのる石狩の 伸びゆく姿 たたへて 輝く希望郷想ふべし 美しわがここに在り	北海道厚田郡厚田村 厚田尋常高等小学校々歌 飯田廣太郎作歌 工藤富次郎作曲
---	---	--	--

別紙：「北海道厚田郡厚田村厚田尋常高等小学校校歌 飯田廣太郎作歌 工藤富次郎作曲」の歌詞及楽譜に「厚田小學校校歌解説」³⁶⁾を添付。

ix 昭和11年12月24日付で、文部省から認可されたことが、昭和12年1月21日発行の「文部時報」(第573号)に掲載された。(官報には不記載)

x 翌、昭和12年1月7日、石狩支廳長より以下のような「校歌採用認可」の通知が届く。

* 訂正された箇所・語句 朱書きで訂正

・ 第一節 「希望」⇒「^{のぞみ}希望」

・ 第三節 「身体」⇒「^{からだ}身体」, 「忠誠」⇒「^{まこと}忠誠」, 「國民」⇒「^{たみ}國民」

石教第十二號
昭和十二年一月七日
石狩支廳長 能木 善七 職印
厚田尋常高等小學校長 殿
校歌採定ニ關スル件
申請有之候標記ノ件ニ關シ別紙朱書ノ通訂正ノ上詮議ニ相成候
條訂正ノ上教授セラレ度此段及通牒候也

この経過等から遠藤校長の「厚田村民・児童」を愛する思いと「校歌」作製の手際よさ、そして、「校歌」作製を「天皇行幸」(昭和11年10月)までにという強い意志が伝わってくる。と同時に、第三節の語句挿入に関して自説を貫く姿勢等から、当時の天皇崇拜、忠君愛国主義教育の最高責任者としての熱い思いを垣間見ることができる。

8. 「文部省訓令第7号」廃止後の「唱歌」教育

この「文部省訓令第7号」(明治27年12月28日)は、1931(昭和6)年9月10日の文部省令第20号で廃止されたが、その理由等については不明である。訓令第7号の趣旨・内容は、同日に発令された文部省令第21号による小学校令施行規則(明治33年文部省令第14号)の改正で、以下のように「53条の二」として受け継がれた。文部省令第20号で廃止されるまでの約37年間、唱歌教育の正常化と唱歌教育振興のために運用され大きな役割を果たした。

「文部省令第21号(小学校令施行規則)」

明治33年文部省令第14号小学校令施行規則中左ノ通改正シ公布日ヨリ之ヲ施行ス

第53条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第53条ノ二 唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ、前条ニ依リ府県知事ノ撰定シタル小學校教科用図書中に在ルモノ及其ノ採用小學校ニ特ニ關係アルモノニシテ府県知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノノ外採用スルコトヲ得ス

(下線は筆者)

「第53条ノ二」は、次の三項目に帰着できる。即ち、小学校唱歌用の歌詞及び楽譜については、

(i) 文部省の撰定に係るもの (ii) 府県知事の撰定した小学校教科用図書にあるもの

(iii) その採用小学校に特に関係あるものであって、府県知事が文部大臣の認可を受けたもの

である。(i)については、既刊されている「小學唱歌集」(全三冊)、近年発刊された「高等小學唱歌」「改訂尋常小學唱歌」、あるいは体育運動歌等が該当し、(ii)については、①文部省に於いて著作権を有するもの、②文部大臣の検定を経たるものに限るとしている。

ここで注目されることは、(iii)で、条文の「採用小学校ニ特ニ關係アルモノ」という表現である。

これは、あきらかに「校歌」など、その学校に関係のある唱歌（校歌、校訓歌、生徒歌、行進歌、郷土歌、偉人唱歌等）を想定したものと捉えることができる。ここが「文部省訓令第7号」（明治27年12月28日）」と大きく相違しているところである。「校歌」等歌曲に対して、文部大臣の認可を義務づけたことは、「校歌」等歌曲の徳育的意義、儀式の中で全校で歌われる意義を認識していたからであろうと推測する。さらに、「訓令第7号」と相違しているところは、「地方長官ニ於テ一旦本大臣ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニ在ラス」の部分が削除されていることである。このことは、これまでは他府県知事が認可を受けたものは、各学校で自由に歌うことが出来たが、それが不可能になることを意味する。

この件について、昭和6年11月20日島根県知事からの疑義が出た。それに対して、文部省普通學務局長は以下のように回答（昭和7年2月5日）している。同時に各地方長官宛にも通牒³⁷⁾された。

小學校令施行規則第53条ノ2ノ規定ニ関スル件

(甲号)

…明治27年文部省令第7号廃止セラルレ候處左記ノ件聊カ疑義有之候ニツキ何分ノ義御回示相煩度此段及伺候也
記

1. 小學校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ従前文部大臣ノ認可ヲ經タルモノハ其ノ採用小學校ニ特ニ關係ノ有無ニ拘ス今後モ使用差支ナキヤ
2. 小學校ノ体操科ニ於テ唱歌遊戯行進遊戯ニ供スル歌詞及楽譜ハ文部省ノ撰定檢定認可以外ノモノヲ使用差支ナキヤ

(乙号)

…小學校令施行規則第53条ノ2ノ規定ノ趣旨ニ関して御照会ノ件左記ノ通り御承知相成度

記

1. 小學校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞及楽譜ハ従前文部大臣ノ認可ヲ經タルモノト雖モ、現ニ教授中ニアルモノヲ除キテハ關係學校以外ニ之ヲ使用セシムルコトヲ得ス
2. 小學校ノ体操科ニ於テ唱歌遊戯行進遊戯ニ供スル歌詞及楽譜ニシテ兒童ニ唱歌セシムルモノニ就テハ小學校令施行規則第53条ノ2ノ規定ノ趣旨ヲ適用ス

つまり、唱歌や童謡類は、認可され使用している学校以外では使用できないということ、また、これまで自由に行うことができた「唱歌遊戯」歌曲などもこれからは認可が必要になったのである。従来までの「文部省訓令第7号」による「小學校唱歌用の歌詞及び楽譜」の条件が狭められ、厳しく制限されたのである。この法令改正で、これまで認可を受けずに歌っていた唱歌や童謡、校歌などは今後は改めて認可を受けなければ歌うことができなくなったのである。なぜこの時期にこのような改正をしたのだろうか。その理由を、文部省は、「…一地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ得タ」唱歌は、「他ノ府県ニ於テ使用差支ナキコト」となっているため、唱歌用図書の著作者、または発行者が「近時右認可制度ヲ悪用」³⁸⁾することがあった。そこで今回「其ノ弊害ヲ防止スル」ために改正した依命通牒³⁹⁾と述べているが、大正期に於いて興隆した童謡類が唱歌教材として拡大傾向にあったことからその対抗措置として、小學校の唱歌教材に対し制限を加えたのではないかと考える。この省令21号をきっかけにこれまで以上に校歌を作製し認可を受けた学校が増加した。また、以前に校歌を作製しても認可を受けなかった学校も認可申請する学校が続出した。

この「文部省令第21号（昭和6年9月10日）」は、その後、1941（昭和16）年3月1日勅令をもって「国民學校令」が、そして、同年3月14日文部省令第4号で「国民學校令施行規則」が制定された際、以下のように「国民學校令施行規則」第36条に引き継がれ、戦後の昭和22年3月に破棄・処分の命令⁴⁰⁾が下るまで効力をもっていたといえる。

第 36 条 歌詞楽譜ハ教科用図書中ニ掲グルモノノ外ハ文部大臣ノ撰定シタルモノ若ハ其ノ図書ニ付検定シタルモノ又ハ当該校ニ特ニ関係アルモノニシテ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノタルベシ

第 47 条 紀元節，天長節，明治節及一月一日ニ於テハ職員及児童ハ学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

5 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス (下線は筆者)

これらのことから、「文部省訓令第 7 号」の趣旨・内容は、明治 27 年制定当時から大正、昭和にかけてその効力を発揮し、多数の小学校の校歌等の歌曲を認可した法律であったことが分かる。

昭和 10 年代に入ると、国内外の戦争状態の緊迫状況が続く中で、政府は一般国民大衆の言動等に対しても取り締まり・統制を強化した。とりわけ、学校教育への忠君愛国、軍国主義思想注入などの政治的介入は一層厳しさを増した。これまで比較的自由であった中等教育諸学校の校歌等に対しても小学校への規制と同様な規制が加えられるようになった。1939 (昭和 14) 年 8 月 24 日に文部省は、以下のような「文部省令第 49 号」⁴¹⁾ を発した。

師範学校中学校高等女学校実業学校並青年学校ニ於テ唱歌用ニ供スル歌詞・楽曲ハ文部省ノ撰定又ハ制定ニ関ルモノ文部大臣ノ検定シタル教科用図書中ニアルモノ及其ノ採用学校ニ特ニ関係アルモノニシテ地方長官ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ経タルモノタルヘシ (下線は筆者)

附則

本命ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年八月二十四日

文部大臣 男爵 荒木 貞夫

そして、上記省令が発せられた数日後の昭和 14 年 8 月 29 日に出された通牒⁴²⁾ で、文部省は以下のようにこの措置の趣旨・ねらいを説明している。それは、「近来是等諸学校ニ於テ校歌，朝礼歌，開校記念日ノ歌，学校行進曲等」を制定する学校は少なくないが、「是等ノ歌詞，楽曲モ亦音楽教材ノ一部ト看做サルルノミナラス殊ニ校歌，朝礼歌ノ如キハ訓育上極メテ重要」であることから今回認可規定を設けて「内容ノ適正ヲ期」し「他学科教材トノ有機的連絡ヲ図リ以テ教育上遺漏」のないようにしたいというのである。認可の手続き等については「認可申請上ノ注意事項ハ小学校ノ場合ト同様」とした。(下線は筆者。公文書で初めて「校歌」という語句が使用された。)

このことによって、我が国の初等、中等教育段階の全ての学校で、学校内で歌われる校歌等は完全に文部省の統制下に入ったことになったのである。

9. 校歌等歌曲の「認可制」の根拠 (あるいは始まり) となる法令は二系統

校歌等歌曲の「認可制」に関して考察する中で、1872 (明治 5) 年 8 月の「学制」発布以降、「教育令」, 「小学校令」など発令され、それに基づく訓令・規程等が次々と制定され、かつ改廃されてきた。それらを分析・考察すると、校歌等歌曲の「認可制」に関する法規・法令は、1890 (明治 23) 年 10 月「(改正) 小学校令」の第 15 条に基づく「儀式」に関する法規・法令と、第 16 条に基づく「唱歌」教育関係に関する法規・法令とに整理することができる。そこで、その二系統に関する、校歌等歌曲の「認可制」に関わる法規・法令等の相互の関連を整理し、別紙〈校歌等歌曲「認可制」に関する法令等の関連図〉を作成しその関連・系統を明確にした。

次に、先行研究に見られるような相違した見解がなぜ生まれるのか、それは、校歌等の歌曲が、作製された時期によって認可の根拠となる関係法令が異なっていることにその要因があると考え、「校歌等の歌曲が認可された時期とその根拠となった関係法令」を以下のように区分し整理した。

I. 文部省令第4号「小学校祝日大祭日儀式規程」（同時に「文部省訓令第2号」）が適用されていた時期（1891（明治24）年10月17日～1901（明治34）年3月31日）

- 1891（明治24）年6月17日「小学校祝日大祭日儀式規程」が制定され各学校に「祝祭日に儀式」を行うことが義務づけられ、かつ「祝日大祭日に相応しい唱歌」を歌うことが決められた。続いて、同年6月17日に出された「訓令第2号」によって、「儀式」で歌う唱歌はその都度「認可」が必要となった。この規程（同時に「文部省訓令第2号」）に基づき、校歌を「儀式用唱歌」として申請し最初に認可されたのが東京・忍ヶ岡小学校の校歌である。

したがって、文部省令第4号「小学校祝日大祭日儀式規程」と、それに係る「訓令第2号」が、『校歌認可制の始まり』（法的根拠）であると言われる理由である。このことで、前述の嶋田氏が、校歌認可制は1894（明治27）年12月28日に文部省から出された「訓令第7号」によると指摘していることに疑問を抱く。嶋田氏の誤解は、東京・忍ヶ岡小学校校歌（1891（明治24）年10月28日付で申請）が1893（明治26）年2月18日に「儀式用唱歌」として認可を受けていることを見落とし、「訓令（第7号）後、東京府内小学校としてはじめて認可されたのは、1903（明治36）年5月認可の麻布小学校校歌であった」（嶋田氏の論文 p16-17）と断定し、それを基にし論を展開していることである。

- 「小学校祝日大祭日儀式規程」（訓令第2号）は、1900（明治33）年8月21日の文部省令第14号「小學校令施行規則」第223条（「…明治24年文部省令第1号、第4号、…ハ明治34年4月1日ヨリ之ヲ廃止ス」）で廃止され効力を失った。（しかし、同規則第28条に於いて「紀元節、天長節、及一月一日ニ於イテハ職員及児童、學校ニ參集シテ次ノ式ヲ行フヘシ」と規定され、趣旨・儀式内容を継承）
- この時期に「儀式用唱歌」として215曲（軍歌類72曲、唱歌・童謡類131曲、校歌類4曲、自校に関係歌曲8曲、郷土や地域に関係歌曲0）が認可された。（北海道では認可された校歌等歌曲はない）

II. 「文部省訓令第7号」が適用されていた時期

（1894（明治27）年12月28日～1931（昭和6）年9月10日）

- 1894（明治27）年12月28日「文部省訓令第7号」が発令された。その唱歌は、「小学校祝日大祭日儀式規程」の祝祭日儀式の中で歌う「唱歌」でなく学校内で「指導され歌われる唱歌」（学校内唱歌）である。その唱歌を三つに分け、①「文部大臣の検定を経た教科書に載っているもの」②「文部省が選定したもの」③「地方長官が文部大臣の認可を受けたもの」と規定された。
- 「文部省訓令第7号」は1931（昭和6）年9月10日の文部省令第20号で廃止された。しかし、その趣旨・内容は同日に発令された文部省令第21号「小學校令施行規則」の第53条第2項に受け継がれた。
- 「文部省訓令第7号」が発令され、「小学校祝日大祭日儀式規程」が1901（明治34）年4月1日に廃止されるまで、約6年間、二つの法令が認可に関わって適用されていたが、その間に認可さ

れた校歌等歌曲は、Ⅰの集計に含めた。それ以降は、「文部省訓令第7号」（廃止される1931（昭和6）年まで）の適用と考え、その間、認可された校歌等歌曲数は、私の調査では、軍歌類6曲、唱歌・童謡類433曲、校歌類853曲、自校に関係ある歌曲14曲、郷土や地域に関係ある歌曲40曲 合計1346曲が認可されている。（北海道では唱歌1、郷土歌1、校歌27計29曲が認可）

Ⅲ. 「小学校令施行規則第53条第2項」が適用されていた時期

(1931（昭和6）年9月11日～1941（昭和16）年3月13日)

- 1931（昭和6）年9月10日「訓令第7号」が廃止され、同日「小学校令施行規則」を発令され「訓令第7号」の趣旨内容は「小学校令施行規則第53条第2項」に受け継がれた。その「第53条第2項」で「採用小学校ニ特ニ関係アルモノ」を「唱歌用歌詞及楽譜」の一つの条件として規定した。
- この法令改正で、これまで認可を受けずに歌っていた唱歌や童謡、校歌などは、今後改めて認可を受けなければ歌うことができなくなった。これまで認可を受けずにいた学校も、校歌等を認可申請したため、申請した学校が急増した。この約10年間で認可を受けた校歌等歌曲数は1955曲にのぼった。その内訳は、軍歌類0、唱歌・童謡類67曲、校歌類1843曲、自校に関係ある歌曲26曲、郷土や地域に関係ある歌曲19曲である。（北海道では唱歌1、郷土歌5、校歌184計190曲が認可）

Ⅳ. 「国民学校令施行規則第36条」が適用されていた時期

(1941（昭和16）年3月14日～1947（昭和22）年5月23日)

- 1941（昭和22）年3月1日に「国民学校令」が施行され、これまで「小学校令施行規則」で規定されていた「唱歌用歌詞楽譜」「祝祭日」等の内容は、同年3月14日「国民学校令施行規則」が制定された際、その第36条、第47条に引き継がれた。「国民学校令」は、戦後の1947（昭和22）年3月29日「学校教育法附則」第92条によって廃止された。また、「国民学校令施行規則」も、1947（昭和22）年5月23日「学校教育法施行規則附則」第82条によって廃止された。この期間で認可された校歌等歌曲数は107曲。その内訳は、軍歌類0曲、唱歌・童謡類10曲、校歌類95曲、自校に関係ある歌曲1曲、郷土や地域に関係ある歌曲1曲である。（北海道では校歌のみ10曲が認可）

Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳまでを集計すると1893（明治26）年2月から1947（昭和22）年5月まで約56年間で校歌等歌曲は3623曲認可された。（明治期439曲、大正期582曲、昭和期（前期）2602曲）

また、その内訳は、軍歌類78曲、唱歌・童謡類641曲、校歌類2795曲、自校に関係ある歌曲49曲、郷土や地域に関係ある歌曲60曲 である。

*北海道では、明治期6曲（唱歌1、郷土歌1、校歌4）、大正期10曲（唱歌0、郷土歌0、校歌10）、昭和期（前期）213曲（唱歌0、自校に関係ある歌曲5、郷土歌1、校歌207）、計229曲（その内訳は、唱歌1、自校に関係ある歌曲5、郷土歌2、校歌221）が認可を受けた。

以上、上記の四つ区分・期間の中で、認可された校歌等歌曲数、種類もそれぞれ違う。そこには、その時代の国際的・社会的背景等が大きく起因する。我が国の近代化を目指す明治新政府は、欧米諸国に追いつくために富国強兵、殖産興業を強力に推し進めた。教育は国家主導で進められた。その教育政策の意図が校歌等歌曲の「認可制」という一つの窓口から様々見えてくる。

10. 終わりにあたって

○「校歌」は、心の原風景ともいわれ、懐かしむ人達が多い。しかし、戦前は、その歌詞・楽譜に「徳育的要素」、「忠君愛国」の精神が求められ、国家の教育方針が色濃く反映されてきた。そして、それを祝祭日儀式や学校行事で全校で合唱する。集団生活において統制心を養うためには、最高の教育方法であった。まさに、「校歌」は、当時の国家の「国民教化策」の一つとして重要視された道德教育の教材の一つとして利用されたのである。

このことについて詩人谷川俊太郎氏は次のように述べている。「明治時代に作られた校歌を見るとそれは歌というよりも一種の詠唱に近く、その内容は、人を楽しく元気づけるものであるというよりも、学校の、ひいては当時の国家の教育方針を拳拳服膺させる体のものであったように思われる。」と。(岩波書店刊『世界』1974年11月号「校歌は変る」)

注

- 1) 折原明彦氏著『校歌の風景—中越地区中中校歌論考—』(1997年1月)の中で、校歌認可のはじまりは1891年6月17日に文部省から出された「小学校祝日大祭日儀式規程」(文部省令第4号)であると捉え、『岩手の校歌ものがたり』(1990年4月1日発行)の著者佐々木正太郎氏も同様な捉え方をしている。また、1996年3月発行の『校歌—心の原風景—』で浅見雅子・北村眞一は、校歌の起源は1893年8月12日、文部省告示第3号(官報第3037号付録)で、「小学校祝日大祭日儀式唱歌用歌詞及び楽譜撰定」(八曲)を公示したことに始まるとしている。
- 2) 明治5(1872)年11月9日太政官布告第337号で改暦の布告がされた。
- 3) 明治6(1873)年10月14日太政官布告第344号で以下の祝祭日が布告された。

年中祭日祝日等ノ休暇日左ノ通候、此旨布告候事

元始祭 一月三日 新年宴會 一月五日 孝明天皇祭 一月三十日 紀元節 二月十一日
神武天皇祭 四月三日 神嘗祭 九月十七日 天長節 十一月三日 新嘗祭 十一月廿三日
- 4) 「小学教則(1872.9.8 文部省布達番外)」の第二章「一日五時一週三十時ノ課程日曜日ヲ除ク以下之ニ倣へ」とある。(『明治以降教育制度発達史第1巻』p398)
- 5) 明治8年10月の長崎県の小学条例(「長崎県教育史上巻」P480)では、

「第11章 年中休業日左ノ如シ

一、孝明天皇御例祭 一月三十日 一、紀元節 二月十一日 一、神武天皇御礼祭 四月三日
一、神嘗祭 九月十七日 一、天長節 十一月三日 一、新嘗祭 十一月二三日
以上ノ日ハ午前十時教員礼服ヲ着用シ生徒ヲ引率シ該地ノ産土神社ニ詔リテ遙拝スルモノトス」と記述されている。
- 6) 兵庫県布達を受けて、兵庫県下の崇広小学校は新年拝賀式を次のように記録している。

「第一回新年拝賀式(崇広小学校日誌)明治17年1月1日…本日午前9時教員学務委員拝賀トシテ郡役所へ出頭ニヨリ、午前8時補助員…生徒上校、(略)…生徒総計450余名ナリ(略)…拝賀人名簿ヲ製シ校長捺印郡役所へ進達ス」*しかし拝賀式の式次第には「唱歌斉唱」の文字は見あたらない。

(『近代教育の天皇制イデオロギー』山本信良・今野敏彦著1974.9.16 新泉社P61-62より)
- 7) 『文部省雑誌』第三号(明治8年2月14日刊)。その中に「愛国ノ唱歌ヲ選ヒテ之ヲ教授シ且之ヲ謡ハシム可キ事」があげられている。ではどんな歌が愛国の唱歌として相応しいかということ

「何レノ国ニ於イテモ豪傑ノ士ト称ス可キモノ有ラサルハナシ有レハ則其人賞讃スルノ詩歌アルヘシ是等ノ歌ハ志気ヲ作興シ心思ヲ振起スルモノ」だというのである。すでに明治8年にこのような（唱歌）教育論が抜粋・紹介されていた。

（山住正巳著『唱歌教育成立過程の研究』1967.3.20 東大出版会 p13-14 より）

- 8) 東京女子師範学校付属幼稚園の実戦。(1887(明治10)年頃から、伝統的音楽である雅楽を取り入れた唱歌教育を推進) 京都女学校の実戦(卑猥な歌から遠ざけようと、在来の地唄の曲に歌詞を教育的に改良して1888(明治11)年11月に『唱歌』(京都府蔵版)という教科書を出版)

（山住正巳著『唱歌教育成立過程の研究』1967.3.20 東京大学出版会 p15-16）

- 9) 大久保利謙編『森有礼全集』第一巻「44 文部省において直轄学校長に対する演説」(p663)の中で、森は1889(明治22)年1月28日直轄学校長に対し「…諸学校ヲ通シ、學政上ニ於テハ、生徒其人ノ為ニスルニ非スシテ、国家ノ為ニスルコトヲ終始記憶セサルヘカラス」と説示したと記述されている。(『現代教育学5 日本近代教育史』講談社1962.2.26 p73)

- 10) 天皇・皇后肖像写真の名称は必ずしも一定していない。宮内省(庁)では「御写真」と呼んでいるが法令上では聖影・御影・御写真・御真影等のごとく区々である。本稿では広く用いられている「御真影」を使う。(『教育の文化史1 学校の構造』佐藤秀夫著阿牛社2004.12.20 p203)

また、下賜の総務局通知は、1889(明治22)年12月19日、各道府県に発せられた。その主な内容は、(イ)御真影は地方長官を介して願い出た後に下賜されること(ロ)他校の模範となるような優秀な学校へ下賜されことである。(同 p187-188 より)

- 11) 森は1888(明治21)年2月、「地方長官(全国知事)会議」で「紀元節並びに天長節祝日の学校儀式執行を促す」指示を出した。その内容は「天長節紀元節ハ国家ノ大祝日ニシテ臣民一般ニ之ヲ慶祝スヘキハ勿論ナリ、…吏員生徒ヲ集メ祝賀式ヲ挙行スルヲ要ス、…其式ハ専ラ唱歌ニ由ルヲ可トス、…自ラ忠君愛国ノ志気ヲ興シ教育ノ上進モ亦大ニ利スル所アルヘシ。」(文部大臣演述摘要)である。(新田和幸『明治期における「御真影」普及に関する覚え書き』北海道教育大学紀要第48巻平成10年2月 p1-2)

- 12) 「徳育涵養ノ儀ニ付建議」は「地方長官会議」が、文相・首相及び内相あてに提出。

そこでは憲法施行・帝国議会開設を目前にして民権派の再度の進出に危機感を抱き「…未熟ノ學術智識ニ依テ僥倖ヲ事トスルノ風ヲ長シ、長上ヲ凌キ社会ノ秩序ヲ紊乱シ、終ニ国家ヲ危フスルニ至ラントス。是レ智育ノ一方ノミ進ミテ徳育ノ兼ネ進マサルヨリ致ス所ノ弊ナリ。」と述べ、続けて「今日小学子弟ヲシテ、此ノ如キ現況ニ陥ラシムル所以ハ、徳育ノ欠典ニ因ルト雖トモ、抑其原ク所ハ師範学校ニ在リ。…」と、森文政のシンボルであった師範学校の在り方を批判した内容である。(『教育の文化史1 学校の構造』佐藤秀夫著 阿牛社2004.12.20 p150-151 より)

- 13) 「教育勅語」の内容は、次の三つの部分から構成されている。①日本の教育の源は、建国以来の天皇の深い徳と、臣民一体となって忠孝を尽くしてきた国体そのものの中にあること。②「父母ニ孝ニ」をはじめとして、臣民の守べき15徳目を列挙しこれらを実践することは究極において天皇のよき臣民となること。③それらの徳目は古今東西を通じ正しい道であり天皇自ら臣民とともにこれを実践すること。(『学校制度と社会』高橋靖直編著 玉川大学出版部2007.2.10 p33-34)

- 14) 当初は1892年4月8日省令第二号「小学校設備準則」(第2条)のなかに規定されていたが、同年11月17日改定し全く新たに「…下賜セラレタル天皇陛下皇后陛下ノ御影並教育ニ関シ下

シタマヒタル勅語ノ謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ビ最モ尊重ニ奉置セシムヘシ」と独立の訓令第四号を発した。各府県はこの意向を受けて「御真影」・勅語謄本の「奉衛」方法を指示。「非常の場合は学校職員が第一に御真影を警衛する」ことが求められた。

(『教育の文化史1 学校の構造』佐藤秀夫著 阿牛社 2004.12.20 p196-197 より)

15) 「小学校教則大綱」は、明治24年11月17日文部省訓令11号(『明治以降教育制度発達史第三巻』p95)として公布された。「唱歌」に関する内容は、①徳性の涵養は教育上最も大切、どの教科も道徳的見地から指導すること ②修身は教育勅語に基づくこと ③唱歌を加える時は単音唱歌から始めること ④唱歌は歌うことを通して、徳性の涵養に努めること ⑤歌詞及び楽譜は成るべく我が国の古今名家の作を選ぶことなどが定められ、その後の唱歌教育に大きな影響をもたらした。

16) この「儀式規程」による儀式は、参加者に国体の尊厳を感じ、忠君愛国の精神を身につけさせるために独特な神秘的・宗教的雰囲気の中で行われた。その一方、当日子供たちには茶菓子を与えられた。これは子供にとっては楽しみであり祝祭日の印象を強める巧みな手段であった。

(『日本教育史-近・現代-』山住正己著 岩波書店 1987.1.20 p60)

17) 山住正己著『唱歌教育成立過程の研究』(1967.3.20 東京大学出版会)「第十章 祝日大祭日唱歌の成立」(p279)に全文が掲載され、かつその内容が平易に解説されている。

18) 『文部省例規類纂第一巻 明治20年～明治26年』(昭和62年2月20日発行 p43-44)に、委員長村岡範為馳(東京音楽学校長 理学博士)以下9名(民間側の日本音楽会の伊沢修三はメンバーに入っていない)によって選定された13曲が示されている。

○十三曲はいずれも音楽取調掛あるいは東京音楽学校の編集した唱歌集からとった歌である。『我大君』(幼稚園唱歌集)、『君が代』(『小学唱歌集』初編)、『天津日嗣』、『栄めく御代』、『五日の嵐』、『太平の曲』(以上四曲『小学唱歌集』第二編)、『祝へ吾君を』、『瑞穂』、『治る御代』(以上三曲『小学唱歌集』第三編)、『君が代の初春』、『紀元節』、『天長節』、『君が代』(以上四曲『中等唱歌集』)そしてこれには、どの歌がどの祝祭日に歌うのが適切かという指示もそなえられ、しだいに祝祭日唱歌として体裁がととのえられてきたことがわかる。この祝日大祭日唱歌はまさに官選唱歌であった。(山住正己著『唱歌教育成立過程の研究』(1967.3.20 東大出版会)「第十章 祝日大祭日唱歌の成立」p280-282より)

19) 『文部省例規類纂第一巻 明治20年～明治26年』(昭和62年2月20日発行 p42)に全文掲載。この通牒により「祝祭日儀式用唱歌」が認可された場合「官報」に掲載されるようになった。

20) 1927年以降は、明治節(明治天皇の誕生日=11月3日)が祝日に加えられた。

21) 明治24年7月14日滋賀県伺「小学校令実施後二要スル件」(明治以降教育制度発達史第三巻第二類小学校令実施後二要スル件 p) 滋賀県の伺に対して、10月15日になってようやく「伺之通」という回答が出された。つまり合唱しなくても「不敬」ではないということであった。

22) 外山正一作詞、伊沢修二作曲「皇国の守」、山田美沙作詞、小山作之助作曲「敵は幾万」、石黒行平作詞、永井建子作曲「道は六百八十里」…などの軍歌が流行。この風潮に乗じて、明治25年4月に納所辨次郎編「日本軍歌」、同26年に奥好義編「新編軍歌」などが刊行された。

(青柳善伍著『本邦音楽教育史』昭和54年5月20日 p170-171)

23) 杉沢盛一著『戦前の歌曲認可制度に関する研究』(6訂版)(平成18年2月20日 p59-60)に「東京都公文書館にある東京府学事文書中」に忍ヶ岡小学校校歌の認可について記述されている。『日本大百科全書』小学館(p563)にも同様に記されている。

- 24) 1894 (明治 27) 年 9 月 1 日文部省訓令第 6 号「小学校生徒ノ体育及衛生ニ関スル件」
(『明治以降教育制度発達史第三卷』)
- 25) 明治 27 年 8 月に日清の国交は遂に断絶し宣戦の布告となるや、征討軍歌類の出版が急に激増し軍歌独占時代が現出した。同年 9 月小山作之助編「忠実勇武軍歌集」、白井規郎編「新選楽譜戦闘軍歌」、納所辨次郎編「征伐軍歌」が刊行、続いて同年 11 月鈴木米次郎、納所辨次郎共編「明治軍歌」が刊行、同年 12 月から翌年にかけて山田源一郎編「大捷軍歌」が第 7 集まで続刊。翌 28 年には小山作之助編「かちどき」、多梅稚編「新編帝国軍歌」、鳥居忱編「大東軍歌」、菟道春千代編「国民軍歌」、日本軍歌会編「凱旋軍歌」等が続々刊行された。
(青柳善伍著『本邦音楽教育史』昭和 54 年 5 月 20 日 p172)
- 26) 日露戦争後の条約内容に不満を抱く民衆の暴動に対して戒厳令を布してこれに対処。特に政府は思想対策として明治 41 年 10 月 13 日「戊申詔書」を發布、「神聖ナル祖宗ノ遺訓」と「光輝アル国史」を担う天皇制権力を確固たるものにするに努めた。国民に対する思想対策はさらに大正末期から昭和にかけて急速に強化された。大正 12 年 11 月 10 日、関東大震災後の社会不安の沈静化を図るために出された「国民精神作興ニ関スル勅語」は、様々な運動を抑圧し国民精神を作興を目指したものであった。「教育勅語」「戊申詔書」「国民精神作興ニ関スル勅語」は、明治から大正にかけての国民教化に関する三大詔勅であった。
(『日本教育史』名倉英三郎著 2000.1 八千代出版 p153-154 より)
- 27) 1939 (昭和 14) 年 8 月 29 日發函 143 号各地方長官への文部次官通牒。(『文部省例規類纂第七卷』S62.2.20 大空社昭和 14 年 p25-26) ここに「殊ニ校歌、朝礼歌ノ如キハ訓育上極メテ重要」と捉えていることは注目すべきことである。
- 28) 北海道は他府県より遅れて、1895 (明治 28) 年 3 月 9 日に「小学校祝日大祭日儀式に関する次第」(北海道庁令第 13 号) を定め、ようやく各地に通知された。その第 2 条に「紀元節、天長節ノ儀式ハ左ノ次第ニヨリテ行フヘシ」とあるだけで、「他ノ大祭日及祭日ニ於テハ各学校ノ任意タルヘシ」の記述はない。
(『北海道庁例規集第一期庁令等布達編 (八) 明治 28 年』(北海道文書録 2006.2.15p45-46))
- 29) 『北海道教育会雑誌』は明治 24 年 3 月創刊、明治 25 年 8 月号 (第 15 号) で終刊 (明治 25 年 8 月 25 日)。その後『北海道教育雑誌』(明治 25 年 9 月第 16 号として発行) に継続。
- 30) 北海道教育研究所編『北海道教育史』全道編一「明治 28 年 3 月、庁令第 10 号で…北海道の「小学校教則」を制定した。」(p189) その中で尋常小学校の「唱歌」は「土地ノ情況ニ依リ加フルコトヲ得」、高等小学校では「必修」となっている。このことは、北海道の「小学校教則」は先行した内容であったといえる。
- 31) 「特別教育課程」は、1901 (明治 34) 年の庁令第 42 号「旧土人児童教育規程」及同 57 条「簡易教育規程」を廃止して、1908 (明治 41) 年 3 月新たに統合し改正「小学校令」の要旨をおりこんで庁令第 22 号として定めたもの。(北海道教育研究所編『北海道教育史』全道編一 p211)
- 32) 北海道教育研究所編『北海道教育史』全道編一「第 5 章発展期の教育課程庁令 84 号」p673
- 33) 厚田小学校の校歌制定過程を記した貴重なメモ (B4 判 1 枚) は、校歌制定・認可関係書類と一緒に保管されていた。記録したのは当時の総務職だった鈴木藤吉先生。鈴木先生は生前、校長室に来られた時、私に「書いたのは自分だ」と話しておられた。

- 34) 昭和11年10月旭川で陸軍特別大演習が行われる際に御来道された天皇陛下の地方行幸のこと
- 35) 工藤富次郎氏(1882年~1953年)は、亀田郡七飯町出身。北海道(札幌)師範学校を経て明治42年に東京音楽学校を卒業(在学中「牧歌」を作詞作曲)。卒業後、大阪池田師範学校に勤務、その後函館高等女学校の音楽教諭として活躍。当時一流の音楽教師として活躍され全国各地の学校の校歌を多数作曲。論文「小学校に於ける校歌の制定に就て」(「北海之教育」大正6年10,11月)
- 36) 「厚田小学校校歌解説」(B4判2枚)は「第一章、第二章、第三章、結論」から構成され「校歌」の第一節(一番)、第二節(二番)、第三節(三番)と対比させて記されている。このような解説付きの「校歌」認可書類は、昭和4年4月17日(發函33号図書局通牒)に出された「小學校唱歌用楽譜採用認可申請様式」の中の、「六、歌詞ニハ成ルヘク説明書ヲ添付スルコト」にそって書かれたものである。
- 37) 『近代日本教育制度史料 第2号』(講談社昭和39年9月30日発行) p196-197
- 38) 「訓令7号を廃止し小学校令施行規則を改正した」理由は、「唱歌用歌詞及楽譜の認可制度の悪用」のためと県内に通牒した県は、青森県、岡山県、高知県である。
(杉沢盛一『戦前の歌曲認可制度に関する研究』(6訂版)平成18年2月20日 p17)
- 39) 文部省の依命通牒(昭和6年9月10日『文部時報』393号に掲載)
- 40) 国民学校令は学校教育法附則94条で、国民学校令施行規則は学校教育法施行規則附則82条で、昭和22年3月31日に廃止された。生田目靖志「占領軍の教育政策の一端」茨城キリスト教大学紀要(1994.11.1)の「二.校歌・校訓等の改廃指令とその対応」(P33-35)の中にその経緯等が詳述されている。
- 41) 「文部省令第49号」(『文部省法令年纂』S14年版(下)大空社1994.1.23発行 p373)の「其ノ採用学校ニ特ニ関係アルモノ」とは「校歌」「校訓歌」「応援歌」などを指しているものと思われる。
- 42) 1939(昭和14)年8月29日發函143号、各地方長官へ文部次官への通牒(『文部省例規類纂第七卷』S62.2.20大空社 p25-26)。この公文書の中で「校歌」という語句が始めて使用された。

文献

- ・ 杉沢盛一著「戦前の歌曲認可制度に関する研究」(6訂版)平成18年2月20日 p17
- ・ 佐藤秀夫著『教育の文化史1 学校の構造』阿牛社2004.12.20 p177
- ・ 安丸良夫著 岩波現代文庫『近代天皇像の形成』1992.3 p38
- ・ 山住正己著『唱歌教育成立過程の研究』東大出版会1967.3.20 p73,279-280
- ・ 牧原憲夫著 岩波新書『民権と憲法』岩波書店2006.12.20 p139
- ・ 青柳善伍著『本邦音楽教育史』1979(昭和)54年5月20日 p170-171
- ・ 佐々木正太郎著『岩手の校歌ものがたり』ツーワン・ライフ社1990(平成)12年4月1日 p158
- ・ 嶋田由美の論文「小学校校歌制定に関する研究—明治後期における東京府内小学校校歌制定過程の分析を通して—」1987年3月発行の『音楽教育学』第16号に掲載 p22-23
- ・ 青柳善伍著『本邦音楽教育史』昭和54年5月20日 p173-176
- ・ 佐々木正太郎著『岩手の校歌ものがたり』ツーワン・ライフ社平成12年4月1日 p163
- ・ 山住正己著『唱歌教育成立過程の研究』1967.3.20 東大出版会 p88
- ・ 北海道教育研究所編『北海道教育史』全道編二 1960 p640,641,642,646

A Study on the Authorization of School Songs in Elementary Schools Before the Second World War:

Research on the Legal Bases of School Songs Authorization

ITOH Ushio

Abstract: Before the Second World War, if the Minister of Education's authorization was not obtained school songs were not allowed to be sung. To elucidate this reason is one of the purposes of this research. The then Minister of Education forced schools to introduce a uniform education policy for the nation, including the texts, the scores of school songs. To implement this policy, the Ministry of Education made one law after another. The latter half of this research elucidates the relationships among those laws.